

生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金は、他の資金の借入れが困難な所得の低い世帯、障害者や日常生活に介護の必要な65歳以上の高齢者がいる世帯、生計中心者の失業等により日常生活の維持が困難となった世帯の自立更生を図る貸付制度です。

福 祉 資 金		教 育 支 援 資 金	
福 祉 費	生業を営むために必要な経費	教 育 支 援 費	学校教育法に規定する高校・短大・大学等に修学するのに必要な経費
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	就 学 支 度 費	上記学校に入学する際に必要な経費
	住宅の増改築・補修等に必要な経費	総 合 支 援 資 金	
	福祉用具等の購入に必要な経費	生 活 支 援 費	失業等で生活困窮となった世帯に対し、就職するまでの必要な生活費
	障害者用自動車の購入に必要な経費	住 宅 入 居 費	住宅手当支給対象者が、賃借契約を締結する為に必要な経費
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	一 時 生 活 再 建 費	失業等により、新たに就業するために必要な支度費
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費		公共料金の滞納により、日常生活が著しく困難になる場合、その滞納分の支払いに必要な経費
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	不 動 産 担 保 型 生 活 資 金	
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	不 動 産 担 保 型 生 活 資 金	低所得で、世帯員全員が65歳以上の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産(土地)を担保に生活資金を貸付
冠婚葬祭に必要な経費、住居の移転等、就職の支度に必要な経費			
緊 急 小 口 資 金	医療費、介護費の支払等の臨時の生活費	要 保 護 向 け 不 動 産 担 保 型 生 活 資 金	世帯員全員が65歳以上の要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産(土地)を担保に生活資金を貸付
	給与等の盗難、紛失による臨時の生活費		
	火災等の被災による臨時の生活費		

※原則、連帯保証人が1名必要となります。(緊急小口資金、要保護向け不動産担保型生活資金は不要)その他、一定の条件がありますので、詳しくは、本部(TEL24-2940)までお尋ねください。

[上記の他、災害など不時の支出や一時的な収入減により、生活に困って見える低所得世帯への小口資金の貸付制度もあります。]

悩みごと・困りごとは心配ごと相談所へ **無料**

「心配ごと相談」は民生児童委員、「法律相談」は弁護士が相談にあたります。

心配ごとをもつ人なら誰でも、どんな問題でも相談ができ、相談内容等についてはすべて秘密ですのでお気軽にお出かけください。

	日 時	会 場	
心 配 ご と 相 談	毎週火・金曜日 午後1時～4時 (第1・第3火曜日除く)	祝日の 場合は休み	思いやり会館 3階 TEL72-5052
	毎週水曜日 午後1時～3時		尾西庁舎 東館4階 TEL63-4800
法 律 相 談	毎月第1・第3火曜日 午後1時～4時 事前に予約必要 TEL73-4363	祝日の 場合は翌週	思いやり会館 3階 TEL72-5052
	毎月第2・第4水曜日 午後1時～4時 事前に予約必要 TEL61-5511		尾西庁舎 東館4階 TEL61-5511

